

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率	＝	派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額
		派遣料金の平均額
		（小数点第2位以下を四捨五入）

マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費）なども含まれております。事業所別労働者派遣におけるマージン率等

■ 東京本社

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 4 丁目 11 番地 1 号 東興ビル 5 階

対象期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
派遣労働者の数	37 名
派遣先の実数（事業所数）	20 件
派遣料金の平均額	32,847 円／8 時間
賃金の平均額	20,617 円／8 時間
教育訓練の内容	新規導入研修、OJT 同行研修、製品研修、継続研修
その他福利厚生の制度など	社会保険完備、慶弔休暇、提携福利厚生サービス・施設の利用可、定期健康診断
マージン率	37.2%
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無	有り
上記労使協定の有効期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者